

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 27 年度税制改正大綱が取りまとめられる
 - 1. 社会福祉法人への法人税課税化は引き続き検討に…………… 1
 - 2. 社会福祉法人等への税額控除の要件が緩和…………… 2
- ・社会福祉推進議員連盟 第 2 回会合が開催される～田村憲久前厚生労働大臣から「社会福祉法人への法人税課税は、現状すぐにかかるものではない」と言及～・ 2

◆平成 27 年度税制改正大綱が取りまとめられる◆

1. 社会福祉法人への法人税課税化は引き続き検討に

自民党と公明党は、12月30日に平成27年度税制改正大綱を取りまとめました。

懸案であった、社会福祉法人への法人税課税化については今般は結論に至らず、平成28年度税制改正に向けて、引き続き検討が行われることとなります。

大綱では、「企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、平成27年度から法人税改革に着手し、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正して、広く負担を分かち合う構造へと改革する」、「また、わが国の経済社会の変化や国際的取組みの進展状況等を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進めていく」とあります。

改革の枠組みとして、「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する」とされました。

公益法人等については、「非収益事業について民間競争が生じていないか、収益事

業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う」とされました。

公益法人等への課税のあり方については、自民党税制調査会等において引き続き検討されることとなります。

2. 社会福祉法人等への税額控除の要件が緩和

また、同大綱に、少子化の進展に伴い、園児等の数が減少していくなかで、幼稚園・保育所等の教育・子育ての環境の充実を図る観点から、社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除の要件を緩和することが盛り込まれました。

(詳細は、別添付録をご参照ください)

【社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除制度の改正概要】

[現行の要件]

○3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

↓

[改正後の要件]

○社会福祉法人の学校等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上

○寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

◆社会福祉推進議員連盟 第2回会合が開催される◆

～田村憲久 前 厚生労働大臣から「社会福祉法人への法人税課税は、現状すぐにかかるものではない」と言及～

12月26日(金)、社会福祉推進議連(会長:衛藤 晟一 参議院議員)の第2回会合が開催されました。 ※第1回会合の様子は、本紙No.14-13 2014.11.21にて既報



当日は、衆・参 国会議員40名を超える参加と、福祉関係16団体の出席のなか、社会福祉法人制度改革や社会福祉法人への法人税課税回避、平成27年度予算ならびに子ども・子育て支援新制度の着実な推進などに関する要望活動と質疑が行われました。

あいさつされる衛藤晟一参議院議員

冒頭、あいさつに立たれた衛藤氏は、「選挙期間中にも予算編成事務が進められてきた。申しあげるべきは申しあげて流れを変えていかなければならない。介護や障害

の報酬引き下げが言われているが、なんとか押し戻したい。」と話されました。

また、丹羽雄哉顧問、尾辻秀久顧問、田村憲久顧問からは、「難問山積であるが、社会福祉法人の役割を社会に訴えていくとともに、皆さんが活躍いただくことを願っている」とのメッセージがありました。

全国保育協議会からは万田会長と森田昌伸副会長が出席し、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）を代表して万田会長より、下記5点を要望しました（詳細は、6ページ「平成27年度子ども・子育て支援新制度予算及び税制要望について」参照）。

※ 日本保育協会からは大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟からは川下勝利副会長が出席。



要望に立つ万田会長(左端は、森田昌伸副会長)

【要望事項】

- (1) 社会福祉法人への法人税非課税堅持
- (2) 消費税率の引き上げ時期の如何に関わらない新制度の円滑な施行のための優先的な財源確保
- (3) 保育認定の2区分化〔8時間・11時間〕に伴う標準時間認定の公定価格充実
- (4) 認定こども園の1号定員固有の加算項目を見直すことへの反対
- (5) 新制度施行にともなう安心こども基金制度廃止後の国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設

また、全国保育士会 上村会長は、(1) 深刻な保育士不足を解消する人材確保策の充実、(2) 保育士等の処遇改善策の一層の充実、(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の制度見直しへ反対などを述べました。



人材確保や処遇改善を訴える、上村副会長(全国保育士会 会長)

子ども・子育て支援新制度において、質の充実の項目に位置付けられている社会的養護分野からは、全国乳児福祉協議会 長井晶子 会長より「さまざまな理由で、0～18歳の児童4万人が、児童養護施設や母子生活支援施設、乳児院などで暮らしている。平成27年度から施設の小規模化と家庭的養護を実現できるよう、子ども・子育て支援新制度には社会的養護分野が含まれていることを忘れないでほしい。」との声がありました（全国児童養護施設協議会 武藤素明 副会長、全国母子生活支援施設協議会 大塩 孝江 会長も出席）。

国会議員からの質疑の中で、田村憲久 前 厚生労働大臣からは、「社会福祉法人への課税などありないと考えている。ただし、内部留保を持ちながら、新たに福祉に投資していない法人があるのも事実。襟を正していただけるならば、社会福祉法人の役割をきちんと世に訴えていきたい。また、保育の予算確保に取り組みたい。」と述べられたうえで、「社会福祉法人に現状すぐに税がかかる状況ではないが、この先はわからない。」とも発言されました。

豊田真由子衆議院議員（埼玉）からは「社会福祉法人の内部留保に関する誤った解釈のもとで政府が判断をするようなことがあってはならない。一方で、社会福祉法人側からは、説得力ある反論も必要であるとともに、ガバナンスの強化や透明性の確保には真摯に取り組んでいただきたい。ビジネスではなく、愛をもって事業をされてきた社会福祉法人の大きな正念場である。」と発言がありました。

白須賀貴樹衆議院議員（千葉）は、「法人の解散時に国庫に帰属する内部留保の捉え方が問題。国民のセーフティネットを網羅しているのは社会福祉法人である。また、介護報酬改定の際に参照される収支差率は、厚生労働省発表の数値が他の主体が公表している集計値との差が大きいのではないか。」と述べられました。

最後に、福岡資麿参議院議員（自民党 社会福祉法人 PT 座長）から、「2月に社会保障審議会福祉部会のとりのまとめが予定されており、そこを見据えながら党の PT で議論を深めてまいりたい」と、今後の予定が示されました。

社会福祉推進議員連盟 役員一覧

(敬称省略・五十音順)

| | |
|--------|---|
| 顧問 | 伊吹文明 丹羽雄哉 野田毅 尾辻秀久 |
| 会長 | 衛藤晟一 |
| 会長代行 | 田村憲久 |
| 幹事長 | 加藤勝信 |
| 幹事長代行 | 福岡資麿 |
| 事務局長 | 丸川珠代 |
| 事務局長代理 | 白須賀貴樹 |
| 幹事 | 井上信治 上野通子 岡田広 鴨下一郎 後藤茂之 柴山昌彦 鈴木俊一 高鳥修一 伊達忠一 谷公一 とかしきなおみ 豊田真由子 西田昌司 西村康稔 橋本岳 藤井基之 古川俊治 松下新平 松本純 |

平成 26 年 12 月 26 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康
全国保育士会 会長 上村 初美

要 望 書

1. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための財源確保について

平成 27 年 4 月からの新制度施行に際し、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な 0.7 兆円は、消費税率の引き上げ時期に関わらず、優先的に財源を確保してください。

また、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などが生じないように、消費税以外を財源とする 0.3 兆円を含んだ 1 兆円超の財源確保についても、特段の配慮を要望します。

2. 社会福祉法人への法人税非課税堅持について

イコールフットイングや、いわゆる内部留保に対する対応として、社会福祉法人への法人税課税が検討されています。地域福祉の充実のために社会福祉法人の有する資源・人材・機能を有効に活用することが、地域の実情や要請に合った保育・子育て支援の展開につながるとともに、少子高齢化社会を克服するために有効と考えます。

したがって、社会福祉法人への法人税課税回避を強く要望します。

3. 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人に求められている更なる情報公開、ガバナンスの強化、地域公益活動については、国民の負託にこたえるべく、積極的に取り組んでまいります。

一方、保育所経営法人は 1 法人 1 施設が多く、事業規模も小額です。また、私立認可保育所 12,300 箇所のうち、88%は社会福祉法人による経営です。

制度改定の影響度合が大きいことから、保育所経営法人の特性に配慮をもった慎重な検討をお願いいたします。

4. 子ども・子育て支援新制度を支える人材確保策、処遇改善策について

人材確保は、新制度を支える最重点要素です。

専門性を持ち、質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育の質の向上にも直結します。

民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費のいっそうの拡充を要望します。

また、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件改善・保育環境の改善を併せて実現してください。

なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、現下の保育士不足もあり、人材確保策と逆行する制度改定は適切ではありません。現行制度の堅持を要望いたします。

【当日提出要望書② 保育三団体協議会】

平成 26 年 12 月 26 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 殿

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算及び 税制要望について

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ「待機児童解消加速化プラン」の推進及び平成 27 年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることでもあります。

つきましては、新制度の円滑な施行に向け、平成 27 年度予算及び税制について次のとおり要望しますので、ご高配をお願いします。

1 社会福祉法人への法人税非課税堅持について

イコールフットィングやいわゆる内部留保への対応として、社会福祉法人に対する資源を有効に活用することが今後の超少子高齢化社会を克服するために有効であり、法人税課税回避を強く要望いたします。

2 新制度の円滑な施行のための財源確保について

消費税率の引き上げ時期の延期により、これまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの支障が生ずることが無いようにするとともに、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの円滑な施行に向けて、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な0.7兆円については、消費税率の引き上げ時期の如何に関わらず優先的に財源を確保して下さい。

さらに、消費税以外の0.3兆円超の財源についても引き続き財源確保に最大限努力して下さい。

3 保育士等の人材確保対策について

現在、全国各地で保育士の人材不足が顕著となっております。子ども・子育て支援新制度の施行とともに、待機児童解消加速化プランによる保育の供給体制の確保が喫緊の重要課題であります。

専門性を持ち質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件の改善と併せて、民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費の拡充を要望します。

4 保育認定の2区分化に伴う標準時間認定に係る公定価格について

新制度においては、原則的な保育時間を『保育短時間（8時間）』とし、親の勤務の始業時間・終業時間の違いや休憩時間・通勤時間を加味した保育時間を『保育標準時間（11時間）』とする2区分による認定の仕組みに改められました。

そして、公定価格として示された仮単価においては、保育短時間の仮単価を現行の保育所運営費を基準とした単価とし、保育標準時間の仮単価は、原則的な保育時間の仮単価に加え、保育時間の差の3時間分の積算を児童の年齢区分や人数に関わらず1施設当たり定額が算定されています。

しかし、当該3時間分の経費は、全て保育士の配置に要する経費であり、保育士の配置については、保育所に係る児童福祉施設の設備及び運営基準において、対象児童の年齢区分と人数に応じた保育士の配置が義務付けられておりますので、同基準に基づく保育士配置数を踏まえた単価への改善を要望します。

（注）現行の延長保育促進事業費の国庫補助においても、延長保育時間帯の保育について対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置することとされている。

5 認定子ども園に係る対応について

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定子ども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定子ども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本しており、地方公共団体及び事業関係者にお

いては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところでもあります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

6 保育所整備費交付金の創設について

待機児童解消のための保育所等の新設・拡張や安心・安全な保育のための耐震化や老朽化した施設の整備が不可欠です。新制度に係る法案に対する参議院・特別委員会の附帯決議等を踏まえ、現行の安心こども基金の施設整備費補助の水準を維持した国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設を要望します。